

令和6年度（運動・文化）部活動の方針、課外活動の方針

目標

- (1) 生徒の個性伸長、粘り強い精神力や健康な体づくりをはかる。
- (2) 集団の活動による、望ましい人間関係の育成をはかる。
- (3) 自発性・自主性の啓発をはかり、規律正しい学校生活につなげる。

本校の運営方針

○部活動の位置づけ

学校教育活動という時間的・人的制約の中で、可能な範囲で科学的・効率的な練習・活動を行い、個々の生徒の技能・精神力・人間関係力の伸長や仲間との絆の強化を図る。社会体育との関係から、平日・休日の活動時間、大会参加、顧問の監督の下での活動・指導という3点は特に厳正に運営する。

○平日・休日の活動時間

- ・朝の活動は原則実施しない。ただし、放課後の活動時間がほとんど確保できない11月～1月は7:30～8:00まで実施してもよいが、顧問が指導・付添える場合のみとする。
- ・土日の活動は原則行わない。実施する場合は3連休を含めどこか1日のお昼をまたがない3時間以内とする。それ以外で月～金が休日となった場合は、3時間以内の練習を認めるが、週を通して2日のノー部活デーがあるようにする。
- ・テスト前3日はノー部活デーとする。
- ・長期休業中の部活動は可能な限り土日は避け、休日日数の3分の1以下、1日の活動は3時間以内とする。ただし、学校閉庁日（お盆・年末年始）は、活動なしで休日数に含める。

○大会参加

- ・中体連大会、各地方公共団体の教育委員会が主催する大会・コンクール等以外の大会・コンクール等へは原則参加しない。また練習試合・ローカル大会等で3時間を超えるものも参加しない。（いわゆる「審判講習会」など中体連のシード決めのための試合については、別途個別に協議した上で決定する。）

○顧問の監督の下での活動

- ・活動時間内は、顧問が必ず現場で指導・監督する。外部コーチ・保護者には監督責任はない。正副顧問とも都合がつかない場合は、活動を取り止める。
- ・練習・大会等でスクールバスを利用する場合、顧問1名が必ず同乗する。
- ・活動中に生徒指導に関する問題行為が起きた場合は、生徒指導主事と指導内容を検討した上で、個別指導を行い、自主的に反省の態度（活動の自粛・奉仕活動等）を示せるように導く。

指導体制の工夫

- 校内職員の負担軽減のため、積極的に外部指導者の支援をいただいている。

その他

- 部活動といわゆる「(運動)部活動の延長として行われる社会体育(文化)活動」の一本化を図るため、部活動とは別に「学校と連携をとって活動する社会体育・社会文化活動(クラブ活動)」を設置した。令和5年度から町の検討委員会で休日の地域移行について検討を始めている。
- スポーツ・文化活動運営委員会を年に2回行い、町教育委員会、学校、保護者、外部指導者の連携を図っている。